平成２７年（フ）第５０号
山梨県富士吉田市新西原２丁目21番４号　オクウラアーバンハイツ105号
債務者　城之内勝利
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第４７４号
千葉県柏市花野井1160番地193
債務者　宮本佳寿子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４８０号
千葉県松戸市西馬橋広手町138番地　わたや第２コーポ103号
債務者　津田　　宏
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４９３号
千葉県松戸市稔台２丁目28番地の１　ジュネパレス松戸第４―204号
債務者　徳山淳一こと　洪　　淳伯
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５０５号
千葉県松戸市河原塚102番地の８　特別養護老人ホーム南花園
債務者　滝瀬　正二
法定代理人保佐人　齋藤　雅子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５３０号
千葉県松戸市六実４丁目16番地の６　アーバンハイツ六実1001号
債務者　草嶋　　豊
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５０号
和歌山市松ケ丘３丁目２番20号　松ケ丘荘６号
債務者　桑原　康誉
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３２号
和歌山市中之島1836番地　エスティ中ノ島207
債務者　住友　武郎
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８１号
和歌山市有家381番地15　ロイヤルコーポ前田502号
債務者　横山　恭治
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８７号
和歌山県橋本市光陽台１丁目３番地の８
債務者　川﨑久美子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９２号
和歌山県岩出市山田33番地の５
債務者　姫野　辰雄
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９３号
和歌山県岩出市山田33番地の５
債務者　姫野　君子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７３号
山口市平井1311番地５　ハイツ宗像203号、前住所山口市湯田温泉６丁目６番14―203号　ハイツかめ福
債務者　脇谷　　泉
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
埼玉県行田市城南７－９　ベルハイツ102号室、住民票上の住所埼玉県鴻巣市赤城110番地
債務者　中川　利光（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１４８２号
名古屋市港区川西通５丁目44番地　中京ウエストビル305号
債務者　加藤　雅裕
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５６号
松江市袖師町11―10　嫁島ビル26号、住民票上の住所島根県出雲市平田町1875番地17
債務者　長岡　俊浩
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３０１号
札幌市北区北39条西３丁目２番１号　フロンティアＫ３―306号
債務者　前野　太陽
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部